

# 未曾有の改革：個人所得税は新たな時代へ突入

2018年6月  
第19号

## 概要

2018年の两会（「中華人民共和国全国人民代表大会」および「中国人民政治協商会議」の総称）期間において、中国個人所得税制改革について旺盛な議論が行われました。過去数カ月間を振り返って、今回の個人所得税制改正の要点の精査はこれまで同様、基本的な費用控除の引上げ幅に多くの注目が集まっています。6月19日、国務院は第十三期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第三回会議にて「中華人民共和国個人所得税法修正案（草案）」の審議を提起し、財政部は当該草案について常務委員会に対し説明を行いました（以下「税制改革草案説明」）。

公布済みの税制改革草案の説明では、予期される基本費用控除基準の引上げのみならず、より重要かつ画期的な改革内容が含まれます。税制改革草案の説明を通じて、今般の個人所得税制改正の要点は以下に集約されると考えられます。

- 総合課税の推進を通じた、分類所得税制から総合・分類統合税制への移行
- 税率構造の最適化、税率区分の調整
- 基本費用控除基準の引上げ、専用付加控除の追加
- 租税回避防止規則の導入
- 非居住者個人判定基準の改定

## 詳細

### 個人所得税制の刷新、総合課税移行への第一歩

中国で従来から採用してきた分類所得税制は、課税が簡易であるという利点がある反面、社会経済の急速な発展に伴い、これによる納税者の実際納税能力の全面的な評価が困難であるという弊害が日々顕著になってきており、納税者が所得を分散して容易に課税を回避することができ、課税の公平性を担保することが困難になっています。税制改革草案の説明によると、今般の改革は、4項目の労働性所得（「総合所得」）が総合課税の範囲に組み込まれました。これは、長年の調整を経て、個人所得税は「総合・分類統合型個人所得税制の段階的確立」目標における重要な第一歩を踏み出したと言えます。これと同時に、

税制改革草案では一部のその他所得項目にも調整が行われ、税率構造の最適化が提起されています。（付表1）

課税分類の総合化は主に労働性所得の区分で具体化されています。総合所得税率の区分の調整は、特に比較的低い税率が適用される所得の区分が拡大されたことで、賃金給与を主な所得とする納税者が税負担の軽減を実感でき、この措置により特に中低所得者が最も大きな利点を享受することになります。

労働性所得の由来が多岐にわたる、または原稿料や特許権使用料などの所得が主な納税者は、所得を合併し、統一的な総合所得超過累進税率適用する場合、税負担が増大する可能性があります。最終的な影響は依然としてその所得水準に左右されます。同時に、総合所得の中低税率の区分の拡大により、一定の程度でこの部分の納税者が直面するであろう税負担への影響が軽減されます。

### 基本費用控除と専用付加控除の統合：担税力に応じた課税負担の原則の具体化

中国の社会経済の急速な発展に伴い、異なる地域や家計状況にある納税者の実際生活支出の種類と水準に大きな差異が生じており、単一費用の控除額（例えば、賃金給与所得課税計算時 3,500元/月の控除額）だけでは限界があるため、担税力に応じた課税負担の原則の実現が困難になっています。納税者の個人的差異を無視し、単一限度額の基本控除費用基準を継続的に引き上げるだけでは、課税の公平性を確保することはできません。これと同時に、総合方式と分類方式を合わせた個人所得税制では、課税の公平性を具体化・促進するために、生計費用負担を基礎とした総合方式による弾力的控除メカニズムの構築が掲げられています。税制改革草案の説明にて、この点における革新性が見て取れます。

## 基本費用控除基準の引上げ

基本費用控除は全ての納税者の控除額に適用されます。今般の税制改正では個人所得税総合控除メカニズムの構築に主眼が置かれており、基本費用控除基準の局部的な調整を主な目的とはしていません。従って、総合所得の基本費用控除基準は 3,500 元/月から適宜 5,000 元/月(6 万元/年)に引き上げられる修正点も想定外のものではありません。

## 専用付加控除の追加

基本費用控除基準の引上げと比較して、今般の税制改正の最も注目すべき点の一つは、専用付加控除の追加です。以前に李克強首相が言及した子女教育と重病医療に加え、税制改革草案の説明では個人継続教育および住宅支出関連の付加控除項目が含まれます。

専用付加控除の具体的アレンジメントは未定ですが、課税公平性および効率的徴税原則にもとづき、私どもはこれらの専用付加控除では定額控除または一定限度額内での実際費用に基づく控除方式を採用する可能性が高いと予想します。

現行の控除項目を加味した上、税制改正後に納税者が享受できる主な控除項目については、付表 2 をご参照ください。

専用付加控除と基本費用控除の最大の違いは「支出がなければ控除できない」という点であり、納税者の可処分所得への有効な調整がなされるものと考えられます。基本費用控除は「面」ととらえることができ、全ての労働者の基本生活支出に配慮しています。一方、専用付加控除は「点」ととらえることができ、納税者の高い税負担の軽減に焦点を当てています。「点」と「面」の統合により、さらに合理的で先進的な個人所得税控除メカニズムが確立され、納税者の税負担が所得水準と連動し、実際生活の負担の大小に基づき、担税力に応じた納税が実現するものと期待されます。

## 個人所得税分野における租税回避防止条項の初めての導入

個人所得税分野における租税回避防止規則の欠如により、一部の納税者がさまざまな租税回避行為を通じて、租税を納付しない若しくは過少に納税する、または同様の担税力を有する納税者に異なる税負担が強いられるなど、公平性が担保できない問題につながります。

今般の税制改革草案の説明で明らかにされた重要点の一つが、個人所得税法における租税回避防止条項の追加であり、税務機関が個人所得税分野において公正取引原則の違反、租税回避地の利用または非合理的な商業アレンジメントなど、租税回避行為を罰するための重要な法的根拠が整備されることとなります。同時に、これは税務機関が将来的に個

人所得税の徴収管理を強化することを示唆しており、特に個人富裕層とその国内外取引やフレームワークのアレンジメントに対する徴税管理が厳格化するものと予想されます。

## 外国関連の課税政策の改正

税制改革草案の説明では、現行の外国関連の課税政策の改正が明記されており、主に以下が含まれます。

- 「居住者個人」および「非居住者個人」概念の明確化

住所を有さない個人の税務上の居住者身分の判定時に根拠とされる中国国内滞在期間の基準が、1 年から 183 日に調整されます。税制改正後、納税年度において中国国内滞在期間が満 183 日であり、住所を有さない個人は「居住者個人」とみなされます。現行の税法下における満 1 年の基準と比較して、この判定基準は大幅に厳しくなっています。

「183 日」の判定基準は国際的慣行に沿っており、国内法と大多数の租税条約の概念上の互換性が確保され、租税条約適用時にさらに利便性が向上します。これと同時に、この改正と現行の一連の外国関連の課税政策の互換性や、これら政策の影響もまた注目に値します。

- 付加費用控除の取消

基本費用控除基準が 5,000 元/月に引き上げられることで、現行税法下で中国国内にて就労する外国籍個人および中国国外にて就労する中国籍個人が享受する 1,300 元/月の付加費用控除が取り消され、将来的に総合所得を取得する納税者には統一的な基本費用控除基準が適用されることが示唆されています。

## 重要点

今回の公布は税制改革草案の説明のみですが、今般の個人所得税制改正の革新性が読み取れます。新たな税制は多大な影響を及ぼし、中でも以下の点は特に多くの企業と納税者にとって重要です。

- 税制改正後、これまでにない総合課税制度を踏まえて、賃金給与と月次控除について、個人 12 万元の年度申告など、現行の実務に重大な変更が生じるものと考えられます。新たな租税徴収制度は、税務機関、源泉徴収義務者および納税義務者の責務と権利のバランスをもたらす、月次予納(源泉控除)、年度申告、過大還付・過少追徴を合わせた新型徴税制度が実現すると予想されます。税務機関は、先進技術と各当局間の情報共有を通じて、個人所得税の徴収をより一層厳格に監督管理することになります。企業と個人は、今後の徴収申告義務および個人年度自

主申告制度などの具体的規定の公布に注意すべきでしょう。

- 税制改正により、納税者が享受できる控除項目が充実し、納税者に大きな影響をもたらされます。これと同時に、控除項目の追加により、税務機関は租税徴収の観点から新たな課題に直面しており、企業の今後の徴収義務の履行にも影響が生じます。従って、今後公布されるであろう各種控除の適用範囲、控除方式、限度額、証憑などの具体的規定に特に注意する必要があります。これに基づき、企業は人事・財務方針などの改定を含む内部統制および手続を改善する必要があるでしょう。
- 租税回避防止規則の導入も、中国個人所得税制の重要なブレークスルーの一つです。税務機関は近年、個人所得税分野で持分譲渡(特に非居住者個人の間接持分譲渡)や、商業的実質の無い関係者間取引および海外租税回避地などを利用した個人の脱税などの行為に対する監視を強めており、租税回避防止規則を根拠に、取締を精確化、厳格化するものと考えられます。
- 外国関連の課税政策の変更もまた注目すべき点です。居住者/非居住者判定基準の変更は、現行の外国関連の課税政策の全面的改正を意味するの否か、また居住者/非居住者の定義の明確化は、住所を有さない個人が中国国内に満 5 年滞在して初めて全世界所得に対する納税義務が生じる現行の規定にもいくぶん変更が生じるの否かなど、多くの不確実性が存在します。その他、これらの変更が企業の国際間人員派遣の方針とコストに影響するのかも今後、精査する必要があります。
- さらに、より多くの中国企業が海外進出するなか、中国国外にて就労する中国人従業員数も増加しており、実務において、企業と個人は往々にしてより高い個人所得税の負担に直面しています。現行の税法では、中国国外で就労する個人に対する徴税関連規定には限りがあり、政策的支援から徴税過程に至るまで、その刷新が待たれます。今後の外国関連課税政策の改革過程において、海外進出企業と個人の特別アレンジメントが可能か否かについても、企業の関心が高い問題と言えます。

第十三期全人大常務委員会第三回会議の日程によると、6 月 22 日に税制改革草案が審議されました。私どもは、今後も詳細な指針の公布状況などを注視し、引き続き専門家としての分析と見解をご紹介する予定です。

付表 1:

現行税法		税制改革草案	
徴税分類	適用税率	徴税分類	適用税率
賃金給与所得	3%-45% 7段階超過累進税率	総合所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>3%-45% 7段階超過累進税率</li> <li>低税率の所得区分の拡大(3%、10%、20%の3段階)</li> <li>高税率の所得区分の維持(30%、35%、45%の3段階)</li> </ul>
役務報酬所得	20% 加算徴収(最高40%)		
原稿料所得	20%		
特許権使用料所得	20%		
個人企業生産経営所得	5%-35% 5段階超過累進税率	経営所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>5%-35% 5段階超過累進税率</li> <li>35%が適用される所得区分の下限を50万元に引上げ</li> </ul>
国営・集団企業請負経営、賃借経営所得	5%-35% 5段階超過累進税率	今後廃止し、関連所得を総合所得または経営所得に統合	
利息・配当所得	20%	変更なし	
財産リース所得	20%		
財産譲渡所得	20%		
偶発所得	20%		
その他所得	20%		

付表 2:

税引前控除項目	控除限度額/限度額(人民元)	現行/新規追加項目
基本費用控除	5,000/月(6万/年)	現行控除項目
法定社会保険料および住宅積立金納付	各地方の基準に準拠	
課税優遇型商業健康保険料納付	200/月(2,400/年)	
課税繰延型商業養老保険料納付(パイロットプログラム施行中)	1,000/月(12,000/年)	
子女教育支出	具体的規定は実施細則の公布待ち	新規追加控除項目
重病医療支出		
継続教育支出		
住宅ローン利息/住宅賃貸料支出		

## お問い合わせ

今回のニュースフラッシュ掲載内容に関するお問い合わせは、**PwC's Personal Tax and Business Service Team** までお気軽にご連絡ください。

### 華中地区

朱錦華  
+86 (21) 2323 5509  
jacky.chu@cn.pwc.com

### 華北地区

楊治中  
+86 (10) 6533 2812  
edmund.yang@cn.pwc.com

### 華南地区

林燦燦  
+852 2289 5528  
+86 (20) 3819 6308  
louis.cs.lam@hk.pwc.com

With over 2,200 tax professionals and over 140 tax partners in Hong Kong, Macao, Singapore, Taiwan and 14 cities in Mainland China, **PwC's Personal Tax and Business Service Team** provides a full range of tax advisory and compliance services in the region. Leveraging on a strong international network, our dedicated China Tax and Business Service Team is striving to offer technically robust, industry specific, pragmatic and seamless solutions to our clients on their tax and business issues locally. The Global Tax Monitor recognises PwC as one of the leading firms in China for tax advice, by reputation.\*

\*These results are based on the year-ending Q4 2013 figures, with a sample size of 130 primary buyers of tax advice in China. Launched in 2000, the Global Tax Monitor (GTM) is an independent survey conducted by research agency TNS, that examines the competitive position of the top firms in the tax advisory market - globally, regionally, nationally and on an industry basis. It provides a comprehensive measure of firm reputation, client service and brand health, gained currently from just over 4,000 telephone interviews annually with key decision makers (CFOs and Tax Directors) in 40 key markets.

本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和國を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、および台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2018 年 6 月 22 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国および香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポールおよび台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思想的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、および専門家、ならびに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

Matthew Mui  
+86 (10) 6533 3028  
matthew.mui@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト

<http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。



# 改革力度前所未有，个税将迈入新纪元

二零一八年六月  
第十九期

## 摘要

2018年两会期间，关于我国个税改革的讨论再掀高潮。过去几个月来，坊间对此次个税改革的关注点仍然像以往一样更多的集中在基本减除费用标准的提高幅度。6月19日，国务院提请十三届全国人大常委会第三次会议审议《中华人民共和国个人所得税法修正案（草案）》，财政部就该草案向常委会做了说明（“税改草案说明”）。

已公布的税改草案说明不仅包括预期中的基本减除费用标准的提高，更重要的是提出了很多有突破性的改革内容。通过税改草案说明，我们可以初步了解本次个税改革将包括以下主要方面：

- 推行综合征税，分类所得税制初步迈向综合与分类相结合税制
- 优化税率结构，调整税率级距
- 提高基本减除费用标准，增加专项附加扣除
- 引入反避税规则
- 修订非居民个人判定标准

## 详细内容

### 个税税制终突破，综合征税见端倪

我国一直以来采用的分类所得税制虽然有计征简单的优点，但随着社会经济的快速发展，其难以全面衡量纳税人真实纳税能力的弊端日益明显，并且容易造成纳税人通过分散收入逃避税收，进一步打击税收公平。根据税改草案说明，此次改革将四项劳动性所得（“综合所得”）纳入综合征税范围，这标志着在酝酿多年之后，个税在“逐步建立综合与分类相结合的个人所得税制”的道路上迈出重要的第一步。与此同时，税改草案对部分其他所得项

目也做出了调整，并且对税率结构进行了优化调整。（附表1）

征税分类的综合简并主要体现在劳动性所得。综合所得税率级距调整，特别是较低档税率收入级距的扩大，将使以工资薪金为主要收入来源的纳税人切身感受到税负的降低，其中中低收入工薪族将成为最大的受益者。

对于劳动性所得来源渠道多样或以稿酬、特许权使用费等收入为主的纳税人，所得合并及适用统一的综合所得超额累进税率有可能导致税负增加，但最终影响仍取决于其收入水平。同时，综合所得中低税率级距的扩大，将在一定程度上减轻这部分纳税人可能面临的税负影响。

### 基本减除费用与专项附加扣除相结合，体现量能负担税收原则

随着我国社会经济的快速发展，不同地区，不同家庭情况的纳税人的实际生活支出种类和水平出现很大差异，单一费用减除额（例如工资薪金所得计税时3,500元/月的扣除额）的局限性日益明显，难以体现量能负担的税收原则。忽视纳税人个体差异，持续提高单一额度基本减除费用标准已无法助力税收公平。与此同时，综合和分类相结合的个人所得税制度要求建立相应的以实际民生负担为基础的综合弹性扣除机制，以体现和促进税收公平。在税改草案说明中，我们看到此次税改在这方面所作的突破。

## 提高基本减除费用标准

基本减除费用是适用于所有纳税人的扣除额。此次税改着眼于建立个税综合扣除机制而非针对基本减除费用标准的局部调整，因此将综合所得的基本减除费用标准从 3,500/月适当提高至 5,000 元/月（6 万元/年）亦在预期之中。

## 增加专项附加扣除

与提高基本减除费用标准相比，此次税改的一大亮点是增加专项附加扣除。除了之前总理提及的子女教育和大病医疗，税改草案说明中还包括了与个人继续教育和住房支出相关的附加扣除项目。

虽然专项扣除的具体安排尚未可知，依据税收公平及效率原则，我们预期这些专项扣除采用定额扣除或在一定限额内据实扣除的方式可能性相对较大。

综合目前已有的扣除项目，税改后纳税人可以享受的主要扣除项目请见附表 2。

专项附加扣除与基本减除费用最大的区别在于“有支出才扣除”，从而对纳税人可支配收入进行有效调节。可以说，基本减除费用是“面”，顾及所有劳动者的基本生活支出；专项附加扣除是“点”，有针对性的减轻支出多负担重的纳税人的税负。“点”“面”结合构成更加合理完善的个税扣除机制，使纳税人的税负不仅与收入水平相关，还根据实际生活负担状况而不同，量能负税。

## 个税领域首次引入反避税条款

反避税规则在个税领域的缺失会导致部分纳税人通过各种避税行为不纳税或少纳税，或者相同纳税能力人承担不同量级的税负，破坏横向公平和纵向公平。

此次税改草案说明传递的重磅信息之一就是个人所得税法将增加反避税条款，为税务机关在个税领域打击违反独立交易原则、利用避税地或不合理商业安排等避税行为提供重要法律依据。同时，这也反映了税务机关未来加强个税税收监管的决心，特别是针对高收入高净值个

人及其涉及的境内外交易及架构安排的税收监管。

## 修订涉外税收政策

税改草案说明还提出了针对现行涉外税收政策的修订，主要包括：

- 明确“居民个人”和“非居民个人”的概念

在判定无住所个人税收居民身份时依据的在华停留时间的标准，将由 1 年调整为 183 天。也就是说，税改后，纳税年度中在华停留满 183 天的无住所个人即成为“居民个人”。与现行税法中满 1 年的规定相比，这一判定标准大幅收紧。

“183 天”的判定标准与国际惯例接轨，有利于国内法与大多数税收协定在概念上的衔接，在适用税收协定时更为便利。与此同时，这一修订与现行的一系列涉外税收政策的衔接或对这些政策的影响也非常令人关注。

- 取消附加减除费用

随着基本减除费用标准提高到 5,000 元/月，现行税法中在华工作的外籍个人和赴境外工作的中国籍个人享受的 1,300 元/月的附加费用扣除予以取消，这意味着未来所有取得综合所得的纳税人将使用统一的基本减除费用标准。

## 注意要点

虽然目前公布的只是税改草案说明，但已能充分感受此次个税改革的历史性突破。新的税制必将带来深远影响，其中以下方面特别值得众多企业和每个纳税人关注和思考：

- 税改后，前所未有的综合征税制度，必然会对工资薪金月度扣缴，个人 12 万年度申报等现有做法带来重大变革。新的征管制度将是税务机关、扣缴义务人和纳税义务人责权利的再平衡，我们相信将是按月预（扣）缴、年度汇总、多退少补相结合的新型征管机制。税务机关也将依托先进的科技手段和多部门信息交换共享加强个税监管。企业和个人需关注后续扣缴申报义务以及个人年

度自行申报制度等方面具体规定的出台。

- 税改丰富了纳税人可以享受的扣除项目，对每个纳税人都有切身影响。与此同时，扣除项目的增加使税务机关从征管角度面临着新的挑战，对企业之后履行扣缴义务也将带来影响。因此，需要特别关注后续针对各项扣除的适用范围、扣除方式及额度、凭证要求等的具体规定。在此基础上，企业应及时完善内控制度及程序，包括增加或修订相关人事、财务政策等。
- 反避税规则的引入也是我国个人所得税制的重要突破之一。税务机关对于近年来个税领域备受各方关注的股权转让（特别是非居民个人间接股权转让）、个人利用缺乏商业实质的关联方交易以及海外避税地等手段逃避税收等行为，将能够以反避税规则为基础和依据，精准打击。
- 涉外税收政策的变化也非常值得关注。居民/非居民判定标准的变化是否预示着对现行的涉外税收政策的全面修订，居民/非居民定义的明确是否意味着无住所个人在华停留满 5 年才负有全球纳税义务的规定也将有所变化，等等。此外，这些变化也将影响企业的全球派遣安排政策及派遣成本。
- 值得注意的是，随着越来越多的中国企业“走出去”，赴境外工作的中国员工人数不断增加，实践中企业和个人往往面临着更高的个税成本。现行税法对于“走出去”个人税收的相关规定十分有限，从政策支持到征管流程都相对滞后。在后续的涉外税收政策完善过程中能否针对“走出去”企业和个人做出特别的安排，带来利好消息，也是很多企业关注的问题。

十三届全国人大常委会第三次会议根据议程将于 6 月 22 日审议税改草案。我们期待了解更多的细节，也将持续带来我们的深入观察。

附表 1:

现行税法		税改草案	
征税分类	适用税率	征税分类	适用税率
工资薪金所得	3%-45% 七级超额累进税率	综合所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>3%-45% 七级超额累进税率</li> <li>扩大低税率档收入级距 (3%、10%、20%三档)</li> <li>维持高税率档收入级距 (30%、35%、45%三档)</li> </ul>
劳务报酬所得	20% 加成征收 (最高 40%)		
稿酬所得	20%		
特许权使用费所得	20%		
个体工商户生产经营所得	5%-35% 五级超额累进税率	经营所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>5%-35% 五级超额累进税率</li> <li>适用 35% 的收入级距下限提高至 50 万元</li> </ul>
对企事业单位承包经营、承租经营所得	5%-35% 五级超额累进税率	不再保留, 相关收入纳入综合所得或经营所得	
利息、股息、红利所得	20%	保持不变	
财产租赁所得	20%		
财产转让所得	20%		
偶然所得	20%		
其他所得	20%		

附表 2:

税前扣除项目	扣除额度/限额	现有/新增项目
基本减除费用	5,000/月 (6 万/年)	现有扣除项目
法定社会保险及住房公积金缴费	按各地标准	
税优型商业健康保险缴费	200/月 (2,400/年)	
税延型商业养老保险缴费 (试点中)	1,000/月 (12,000/年)	
子女教育支出	具体尚待公布	新增扣除项目
大病医疗支出		
继续教育支出		
住房贷款利息/住房租金支出		

## 与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响, 请联系**普华永道个人所得税服务团队**:

### 华中地区

朱锦华  
+86 (21) 2323 5509  
jacky.chu@cn.pwc.com

### 华北地区

杨治中  
+86 (10) 6533 2812  
edmund.yang@cn.pwc.com

### 华南地区

林灿燊  
+852 2289 5528  
+86 (20) 3819 6308  
louis.cs.lam@hk.pwc.com



**全维度中国税务资讯平台—税界**  
提供一站式最新中国税务信息和洞察

· 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。  
· “税界”网页版链接: <https://taxnews.pwchk.com>

苹果手机下载 (iOS 10以上)  
安卓手机下载 (Android 6.0以上)

文中所称的中国是指中华人民共和国, 但不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用, 而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前, 请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2018 年 6 月 22 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国、香港和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策, 目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务, 并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流, 以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系:

梅杞成  
电话: +86 (10) 6533 3028  
matthew.mui@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案, 欢迎浏览普华永道 / 罗兵威永道之网页: <http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>